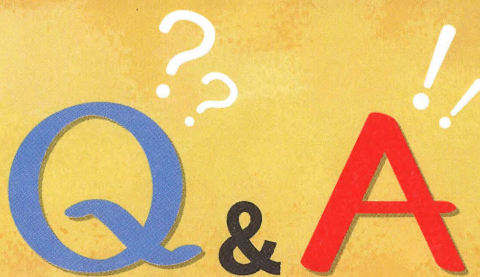


# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

**Q** 今回の処方せんと前回の処方せんの受付日の間隔は6カ月以内ですが、今回と前回で患者が加入している保険が変更されていました。当薬局は調剤基本料1に該当し、お薬手帳による情報提供は行いました。そのような場合、薬剤服用歴管理指導料は何点を算定すべきでしょうか。

(匿名希望)

**A** 薬剤服用歴管理指導料1(6月以内に処方せんを持参した患者)として38点を算定します。

薬剤服用歴管理指導料は、患者のお薬手帳により、過去の服薬歴や現在服薬中の内容を確認するとともに、調剤した薬剤について必要な指導および情報提供を行った場合に算定するものです。その際、①6カ月以内の再来局の場合は38点(薬剤服用歴管理指導料1、レセプトには「薬A」の記号を記載)、②再来局の間隔が6カ月超の場合は50点(薬剤服用歴管理指導料2、「薬B」)、③患者が特別養護老人ホームの入所者の場合は38点(薬剤服用歴管理指導料3、「薬C」)を算定します(表1、2)。

ただし、調剤した薬剤について必要な指導および情報提供を行ったとしても、1)お薬手帳を持参していない、すなわち、過去の服薬歴や現在服薬中の内容が確認できない患者、または、2)調剤基本料1または4以外の調剤基本料を算定している保険薬局に処方せんを持参した患者の場合は、薬剤服用歴管理指導料の「『注1』のただし書」に該当するもの(薬剤服用歴管理指導料1~3ではない)として50点を算定します(レセプトには「薬D」の記号を記載)(表1、2)。

ご質問のケースは、調剤基本料1の保険薬局でお薬手帳による服薬歴の確認および薬剤情報提供を行っていませんので、前述の①(6カ月以内の再来局)または②(6カ月超の再来局)のどちらを適用するのかということですが、薬剤服用歴管理指導料の要件の「6月以内に処方せんを持参した患者」の考え方については、必ずしも患者の加入保険が同一の場合だけを想定しているわけではありません。

したがって、薬剤服用歴管理指導料1(6月以内に処方せんを持参した患者、レセプトの記号は「薬A」)として38点を算定してください。

表1 薬剤服用歴管理指導料(告示)

区分10 薬剤服用歴管理指導料

1 原則6月以内に処方せんを持参した患者に対して行った場合	38点
2 1の患者以外の患者に対して行った場合	50点
3 特別養護老人ホーム入所者に対して行った場合	38点

注1 1及び2については、患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方せん受付1回につき所定点数を算定する。ただし、手帳を持参していない患者又は区分番号00の1に掲げる調剤基本料1若しくは区分番号00の4に掲げる調剤基本料4以外の調剤基本料を算定する保険薬局に処方せんを持参した患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合は、50点を算定する。  
イ～ホ (略)

表2 薬剤服用歴管理指導料に係る留意事項(通知)

区分10 薬剤服用歴管理指導料

(1) 薬剤服用歴管理指導料「1」及び「2」は、保険薬剤師が、患者に対して、当該患者の薬剤服用歴が経時的に管理できる手帳等により、薬剤服用歴及び服薬中の医薬品等について確認するとともに、次に掲げる指導等の全てを行った場合に算定する。

ただし、手帳を持参していない患者又は「区分番号00」の調剤基本料1若しくは調剤基本料4以外の調剤基本料を算定する保険薬局に処方せんを持参した患者に対して次に掲げる指導等の全てを行った場合は、「注1」のただし書の点数を算定する。

ア～オ (略)